

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	清末諮議局の予算審議と官紳対立
Author(s)	土居, 智典
Citation	史学研究 , 305 : 265 - 289
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055678
Right	
Relation	



清末諮議局の予算審議と官紳対立

土 居 智 典

はじめに

清末諮議局の予算審議と官紳対立（土居）

清朝は入関して漢人の居住域を支配下においた後、人口増加に見合った行政区域の増加や地方官の増員をほば行わなかったため、地方官が非正規の官ともいふべき幕友や書吏を私的に雇用し、その費用を賄うために正規の税収に付加する形で非正規の徴収も行うようになった。この非正規な財政部分分を、いかにして自らのコントロール下に置くかで、中央と地方の官員の間で厳しい対立や、不明瞭な金銭授受の関係も生じた。一九世紀半ばを過ぎると、地方行政の現場では非正規な官員に加えて、在地紳士層の協力を求めなければ行政が立ちゆかなくなった。この契機となったのが太平天国の乱である。在地紳士層の行政参画は、在地勢力と中央派遣官僚の癒着や割拠を防止するための「本籍回避」の原則に触れ、本

来許されるものではなかったが、その後止められない趨勢となった。非正規な徴収から始まった流通税である釐金も、臨時なものから正規の税項目へと近づき、撤廃どころか同様の徴収は増え、その徴収に携わる在地紳士の行政参画も臨時なものから恒常化した。太平天国のような国内的な危機は去ったが、行政や軍事面での近代化コストの増大や、日清戦争賠償金や義和団賠償金が膨大な負担としてのしかかり、臨時の徴収やそれにもなう紳士層の行政参画も、恒常化せざるをえなかったのである。ただ、在地紳士の行政参画は、一九世紀後半から公然化してはいたものの、一定の制限のもとであれ合法化するのには宣統元（一九〇九）年の諮議局開設まで待たなければならなかった。本論は、この諮議局開設にともなう紳士層の行政参画が、清朝の官員との関係や中央・地方の財政調整にどのような変化をもたらし、清朝の国家的

統合にどのような影響を与えたのかを考察する。

太平天国の乱以後、総督・巡撫（省レベルの地方長官で、以下「督撫」と略す）を軸として、地方分権的な傾向が見られるようになったことは、多くの論者が共有する見解といつてよい。^③しかし、地方分権の評価や実態の捉え方については、地方分権的傾向を国家を分断する動きとしてネガティブな評価でとらえる見方と、地域経済の発展に対応する行政府の構築とみるものに分けられる。^④太平天国の乱の時期まで、清朝の正規の官僚機構はせいぜい省から県レベルまでの掌握しか行っておらず、県レベル以下の行政は数人の官員と非正規な幕友・書吏らの大まかな請負に頼らざるを得なかったことを考えると、督撫が紳士に協力させて密度の高い行政系統を構築して、地方から近代化を下支えしていく有り様は、一概にネガティブにとらえるわけにはいかないだろう。また、督撫が国家を分断させるような傾向を現出させたとされる理由の一つとして、中央が督撫に対して強い人事権行使ができず、それにより省以下のレベルの行政を間接的にもコントロールしにくいという見方があった。しかし近年、清朝はとくに二〇世紀に入り、督撫を目まぐるしく交替させていたことが明らかにになっており、督撫が地方で意のままに割拠しているというイメージは見直す必要がある。^⑤本論では、諮議局設立以後、予算審議の過程で督撫が中央と地方の間で、どのように立ち回り、地方の遠心力をつなぎ止め得たか否かを分析する。また、督撫と在地紳士の間の「官紳」関係の実態をどう見

るかにも、異なった見解が存在した。太平天国の乱鎮圧過程の研究ではまず、督撫と在地紳士の間の協力関係を強調する官紳共栄論的な立場の研究が見られたが、近年は督撫が主導で行政改革を行う際に在地紳士を利用したにすぎないという非・官紳共栄論的な見方がとられるようになってきている。^⑥しかし、非・官紳共栄論的な地方行政のあり方が、諮議局開設による紳士の政治参画以後、どのように変化したかについては、まだ詳細な分析が行われているとはいえない。光緒二七（一九〇一）年の光緒新政以後、中央と地方の督撫との協調的な姿勢で財政改革が進んだ面もあったという見方も示されているが、中央と在地紳士、もしくは督撫と在地紳士の関係にどのような変化が生じたのかについては、本論において明らかにしたい。^⑧具体的には、諮議局における予算審議の過程、地方の財政問題から見る官紳関係のあり方を分析し、地方政治の変化を考察する。^⑨これらの変化が、辛亥革命とどのような関係があるかについても考察してみると、中国の国家的統合のあり方が、更に明瞭に見通せるはずである。

I 諮議局の設立をめぐる動き

(1) 議会制導入と財政をめぐる議論

— 諮議局開設までの状況

光緒三二（一九〇六）年、御史の趙炳麟が議会制導入と財政について上奏し、議会制を導入すれば、国民が租税がどの

ように使われているかを知って、義務を尽くすことを苦としなくなるという論旨を展開した。¹⁰ このような議會制と財政との関連づけは、趙のみにとどまらず、複数の官員の建議に引き継がれていく。そもそもこのような建議は、義和団賠償金による財政負担の増大と、さらに日露戦争で無力さを実感したうえで、立憲制による国政の刷新を進めようとする改革の流れを受けて出てきたものであった。建議の要旨は財政の充実を含む国力の増強にあったが、そのためには輿論の支持を獲得する必要がある、そのための立憲制（なかでもとくに議會制）の必要性が主張されたのである。また、予算制度を整備して財政収支を公開し、民の理解を得ることの重要性を主張する議論は、民間からも起こっていた。¹¹

議會制導入に向けた具体的な制度構築は、光緒三三（一九〇七）年の資政院・諮議局開設の上諭を起点としている。まずは本格的な国会および地方議會の予備的機関として、中央に資政院、各省に諮議局を設けることが決定された。¹² 資政院・諮議局の権限については不明確で制限的ではあるが、後で見ると在地紳士層が官側と交渉する場として果たした役割は無視できない。

諮議局設立の上諭が下された後、地方でもそれに応じた活動が起こってきた。例えば、一二月末までには江蘇省で紳士達が諮議局の開設方法について意見書を提出し、「江蘇諮議局議員選挙章程」まで定めて上呈するほど積極的な動きが見られた。¹³ 江蘇巡撫の方でも、光緒三三年内に早々に局長およ

び参事の人選を定め、設立作業に入った。¹⁴ 一方、中央で憲政導入の諸準備に当たっていた憲政編查館の対応は、こうした地方での動きよりも遅れ、資政院と協議の上、諮議局章程を定めて二月一日に各省に送り了解を求めた。諮議局の設置をめぐって地方に後れをとった憲政編查館は、早々に選挙章程まで定めた江蘇省側の先走った行動を戒めた。¹⁵ その後、諮議局章程は光緒三四年三月に憲政編查館が改めて議定し、勅裁を求めることになった。¹⁶

このように、諮議局の設置をめぐる地方紳士層からの反応は、とくに江蘇省蘇属（蘇州周辺）で極めて積極的なものが見られた。また、諮議局開設の上諭から、翌年光緒三四年に諮議局が実際に開かれるまでの約一年間は、国会請願運動の高潮期ともほぼ重なっていた。各省で諮議局設立を推進する動きと、国会請願運動は、相補いつつ進められたと見てよい。¹⁷

さて江蘇では、五月中には省内の各地に局を設けて選挙に備えたが、各省の動きもそれに続いた。¹⁸ 各省諮議局の章程は、六月に一旦憲政編查館でとりまとめられ、そこから勅裁を仰いだ。¹⁹ 六月二四日には上諭が下され、最終的な諮議局及び議員選挙章程が確定した。²⁰ また、この時期には資政院章程も上奏され、ようやく民選議員の資格や定員が定められた。²¹ さらに諮議局議員の選挙は、一年以内に行うよう上諭が下された。²² しかしこの上諭には、具体的な選挙期日が記されておらず、政府に本当に選挙を行う意志がある

のか疑う輿論もあり、国会請願運動を刺激した。⁽²⁶⁾

国会請願運動の方は、江蘇・浙江・安徽・江西・福建・湖南・直隸・山西・山東・吉林・貴州・広東・河南・四川などから請願代表が上京し、ほぼ全国的な広がりを見せた。⁽²⁷⁾ 中央の官界でも請願に応じる開設賛成派と、反対派に分かれ大きな議論をよんだので、清朝政府としても全く無視するわけにはいかなくなり、八月に定めた「逐年籌備事宜清單」の中に、立憲準備の第九年に上下議院選挙法を頒布し、選挙を行うという計画を盛り込み、「憲法大綱暨議院法選挙法要領清單」で選挙の骨子を發表し、事実上国会の開設を認めた。⁽²⁸⁾ これによって、請願運動は一区切りつき、議會制導入の動きも舞台は諮議局へと移り、次に起こる請願運動も、各省諮議局が連合して進めていくことになる。

選挙が江蘇で行われたのは、宣統元（一九〇九）年三月であった。⁽²⁹⁾ その後、議員が確定した省で、諮議局開会に先立って、議案準備のための動きとして「預備議案会」なるものが組織された。⁽³⁰⁾ 浙江では、諮議局章程第二一条・二五条に基づき、提出の議案について前もって研究したようである。検討された課題は、財政・法律・地方庶政の三項目に分類され、研究活動が行われた。省の財政を司る布政使の側でも八月中には既に審議議案を示していたようで、田地の清丈や南漕改折などが大きな議題と考えられていたようである。⁽³¹⁾ また、中央の方でも七月には「欽交議案」の準備が進められ、主に資政院がその作成を担当したようである。そこで検討された議

案は、立法・財政・刑律・捐税の四種類に分類されたとい⁽³²⁾う。

II 諮議局の開会

宣統元（一九〇九）年九月一日、新疆を除く各省の諮議局が開会し、四〇日の議事が始められた。開会初日から督撫と諮議局の間の対立姿勢が露わになった省もあったようだが、全般的には大きな混乱もなく開会した。⁽³³⁾ それではまず、どのような議案が審議されたのか、主に江蘇省諮議局の事例を中心にを見てみよう。

まず、両江総督提出の議案は「籌定自治經費案」「補救州縣困難案」「清查荒地案」「聯合農會組織農林公司」「実行禁烟案」「実行印花稅方法案」「改訂釐金征收方法案」「整頓契稅方法案」「度量權衡改制推行案」「籌辦共進會案」の一〇件、⁽³⁴⁾ 江蘇巡撫の提出の議案は「限制銅元議案」「調查戶口議案」「淮揚水利議案」「寧省接築蕪湖鐵路議案」の四件である。清⁽³⁵⁾理財政局が進める財政調査を前提とした予算作成作業が間に合わなかったため、第一回諮議局常会では予算審議はできなかった。しかし、督撫提出の議案だけを見ても、自治・実業に関する案件も含めて、みな基本的に行政財政に関する案件である。

次に、議員提出の議案はどの様なものだったのであろうか。会期中の『申報』で確認できる議案は七九件（まとまった「議

案」ではないが「問題」として討論されたものも含む）自治・教育に関する案件も多数あるが、財政改革・財政項目の名称がタイトルに入った議案は三六件確認され、主要な議事案件であった。⁽³⁸⁾各議題全ての討論過程について検討する余裕はないが、督撫提出の議案にも活発に修正案などが出され、かなり具体的な討論が行われた。江蘇省諮議局の第一回常会においては、比較的順調に議事は進められた。

ここで議事以外に、諮議局の財政整理に関連する記事を一つ挙げておこう。

「江蘇諮議局は、議員の穆湘瑤らを各衙門・局所に派遣し、財政の各項目事宜について調査を行わせた。江蘇巡撫瑞澂の批文を受け取ったところ、以下のように記されていた。牘文が送られてきて閲覧したところ、各項案卷はみな提議の範囲内にあるということだった。まさに議員が調査した結果に従い、請うところのとおりにせよ。光緒三四年の『忙漕歲出入清冊』は、州県でまだ造冊して送ってきていないし、本年の春季報告冊も、清理財政局が今まさに整理しているところまで編纂が完了していない。この二つは、やや遅れるが、脱稿を待つて詳文・咨文を送つて査閲を行わせる。」

これは、第一回常会会期中のことであるが、清理財政局にも似たような形で議紳というポストが設けられていた。⁽⁴⁰⁾穆湘瑤らがこの清理財政局の議紳であったかは確定しがたいが、諮議局議員が、省財政監察の役割を担い始めていたということが確認できる。このように議員が省財政に対する監察能力を

高める一方、その発言力増大を嫌う督撫もいた。

些細な文書行政上の問題に端を発する官紳対立で、省によつては議事が進行できなくなるほど混乱したところもあつた。⁽⁴¹⁾中でも諮議局の権限の範囲についての問題は、特に重要であると思われるため、この問題が最も深刻化した四川省の例を見てみよう。まずは『申報』に掲載された、総督趙爾巽から憲政編查館宛ての電文を以下に引用する。

「四川総督趙爾巽は憲政編查館に、以下のように打電した。

諮議局の権限は不明確であり、本省行政権に参議することという名目をもつてあらゆることに口出しし、行政官の為すこと全てに、諮議局の議決がなければ変更してはならないと迫ってくる。さらには督撫の奏事権を制限しようとしている。そこで解釈を厳しくし、越権行為がないように対処せられたい。」⁽⁴²⁾

これに対する憲政編查館の反応は以下のとおり。

「宣統元年」一〇月九日に憲政編查館が各省に発した電文には、四川総督に打電した内容が引用されていた。それによると、各省が従来辦理してきた案件は、多くは国家行政に属する。その国家行政と地方行政の区分は、擬定されるのを待つてから辦理されなければならない。しかし、現在はまだ区分が行われておらず、暫定的に督撫が国家行政に当たるものかどの部分なのかを斟酌し、従来どおり督撫により奏文・咨文を具して処理すべきであり、諮議局が口を挟むべきものではなく、諮議局の審議にまわす必要はない。もし間違ひなく純粹に地方行政に属し、国家に関わらないものにおいて、興革

（新設と改良事項）を要するものが有れば、諮議局の審議にまわし、そののち督撫が適切か否か裁定し、奏文・咨文を具して処理するように。督撫の判断で、諮議局提議の案件に越権の所が有れば、勅告を行うように。勅告を受け入れなければ、章程第四七条に基づいて処理するように。（当該条項では諮議局の停会が定められている。）」

諮議局は国家行政に関与できず、また国家行政と地方行政の区分は、督撫の判断に任ざれているというのだから、諮議局の権限は、極めて制限されたものになりうる。督撫は、各省において、国家行政と地方行政の両者を担当していたが、諮議局からの干渉を避けるために、自らが担当する国家行政の範囲を広く解釈するという手段を試みた。諮議局の権限をめぐって、督撫の方から憲政編查館に訴えがあつただけでなく、憲政編查館の方でも積極的に諮議局で討論された議案をチエックしていたようである。そして、越権の疑いがある場合は、督撫に対して通告がなされた。⁽⁴⁴⁾

憲政編查館では、宣統二（一九一〇）年以降、各省諮議局に監察員を派遣することを計画するなど、⁽⁴⁵⁾厳しく諮議局の議事を監視しようとするようになるが、一方では国家経費の調達のためにも、諮議局を通じた各省省民の同意の獲得は必要視されていた。これは宣統二年のことであるが、「資政院預備議案」においては、海軍経費捻出について諮議局への協力を求める内容が盛り込まれている。⁽⁴⁶⁾海軍経費は本来的には国家経費であり、諮議局が関与することは越権行為と見なされ

るはずである。これは諮議局の権限を、狭い地方行政事務の範囲に封じ込めておこうという一方で、諮議局の力を借りなければ海軍捐の導入も困難であるという矛盾した状況をあらわしている。国家行政経費とはいっても、それを各省において調達しているのは督撫と、新設の財政諸機関の運営に協力する紳士層である。このように国家行政と地方行政の境界が曖昧である実態と問題が浮き彫りになっていった。資政院がいづれ全国の民意代表の場になるとはいつても、各省諮議局から同意を得ることの必要性も無視できなかったのである。

諮議局の権限を制限しようとする動きに対抗して、国会の開設を急ごうという動きが再燃した。光緒三四（一九〇八）年以降、国会請願運動は沈静化していたが、諮議局開会前後から、再び組織的な申請運動への徴候が現れてきた。諮議局開会の直前に、江蘇省（南京）では張謇らが中心となつて議員を招き、各省連合の上で国会の早期開会と、責任内閣制の導入を請願しようという演説を行った。⁽⁴⁷⁾この動きは、諮議局会期と重なっていることと、資政院民選議員選挙の時期と重なっていることもあって、ただちに具体的な全国的な活動が起ることということにはならなかったが、諮議局閉会時期頃から様子が変わってくる。

資政院議員選挙は、おおよそ各省とも一〇月の諮議局常会会期末から会期後にかけて行われた。⁽⁴⁸⁾そして資政院は宣統二（一九一〇）年に開会と定められたが、宣統三年あたりには国会の開設を行うべきだとする主張が、諮議局閉会時期頃か

ら急速に高まってきた。これは、諮議局の活動や権限に加えられた制限により、次第に不満が高まってきたこととも関係があると思われる。江蘇の憲政研究会が各省に国会早期開設を呼びかけて以来、各省では確実に請願に向けての世論が高まっていた。憲政研究会は、一〇月頃から各省に盛んに人員を送り込み始めた。例えば江蘇省諮議局議員の楊某は天津に赴き、国会の早期開設を呼びかけ、憲政研究会会員の王法勤も山西に赴いて運動を進めた⁴⁹。山西諮議局ではさらに張士秀を陝西・甘肅・新疆に送り込んだ。このように運動は全国に広まる兆しを見せ、各省はそれぞれ三名ずつ代表を選んで江蘇に送り込んだ。集会は上海で行われ、宣統元年一月一五日に一六省の代表による大会が開かれ、請願文を定め、宣統二年の年頭には入京する計画が定められた⁵⁰。第一回常会の際には、全般的には宣統二（一九一〇）年以降ほどの深刻な対立には至らなかったが、その不満のマグマは、国会請願運動を突き動かしていった。このような情勢の中、諮議局の第一回常会は幕を閉じた。

III 諮議局開設二年目

(一) 諮議局第二回常会および財政報告開示要求

ここまで諮議局の設立とそれを通じた紳士層の財政への関与を考察すると同時に、国会請願運動なども視野に入れ、官紳関係の緊張について見てきた。紳士層は官側と対等な位置

づけを意識しはじめ、それまでの官紳関係が揺らぎ始めた。諮議局の議員たちには、自らが国運を担う主体者であるという意識が高まり、国家を積極的に支えていこうという姿勢を見せるものもあった⁵¹。しかし、この紳士層の積極性は、ひとたび官紳間に不信感が生じれば、清朝にとって危険な動きになる可能性もあった。

宣統二（一九一〇）年は各省の予算・決算を試辦する年とされており、諮議局でも予算の審議が大きな課題になると考えられた。この年に進められた宣統三年試辦予算作成については、既に清理財政局の活動を中心にして、かなり詳細な過程が明らかになっているが、ここでは諮議局がこの予算決定過程に、どのようにかかわったのかを分析する。この過程で、官紳対立も露わになってくるのであるが、その具体的状況を検討したい。

上海で談話会を開いていた国会請願代表団は、北京にその活動の場を移し、宣統元年一月一九日、請願速開国会同志会を組織し、全国的な運動を開始した⁵²。宣統二年はそのような状況の中で開けたが、請願運動を通して現れた紳士層の権利意識の高まりは、諮議局の活動にも影響を与えた。

紳士層の権利意識の高まりとの関係で、ここで具体的に注目されるのは、が予算審議権である。審議に先立って予算案を作成するのは、省政府の役目であり、直接的には布政使（度支使）がその任に当たることになっているが、実質的には清理財政局が収支款目の整理を行い、予算案の決定も左右

していた。もちろん手続的には、予算案の上奏や諮議局への諮問は、督撫によって行われた。

各省での予算審議に対する関心は高まり、湖北省諮議局からは、早くも一月には総督に対して、省の歳入・歳出を開示する要求がなされた。⁽⁵⁵⁾ 一月時点では、まだ試辦予算案も全く形になってはいなかったが、清理財政局が調査した前年までの各衙門局所の歳入・歳出報告を諮議局に送り、そこから省内の紳士・庶民に宣布し、あわせて各州県の歳入・歳出も官報に掲載することが要求された。また他省では、各州県の紳士層から諮議局に対して、官吏の浮取（定額以上の徴収）を糾弾する陳情も出始めた。⁽⁵⁶⁾

さて予算審議の準備であるが、宣統二年に入ってから清理財政局が中心となって予算表冊を作成し、九月の資政院・諮議局における審議に間に合うよう作業が進められていた。京師の各衙門と各省は宣統三年試辦予算を五月中に奏報し、四川・雲南・貴州・甘肅・新疆などの遠隔の省は六月一五日までに奏報するように定められていたが、期限内に合わない省や、奏報しても章程で定められた様式に合致しないケースが多く、度支部の方でも焦っていたようである。⁽⁵⁷⁾ また、奏報を受けても、どの省も赤字が相当な額に上り、度支部は対応に苦慮した。⁽⁵⁸⁾ 度支部内では、いっそ予算案提出を断念しようとする主張するものと、不完全であっても審議のために提出し、極力財政収支を開示しようとするものと、意見が分かれた。⁽⁵⁹⁾

予算案の作成も遅れていたが、諮議局に予算案のどの部分

を審査させていいのか、督撫の方でも判断に迷うところがあった。諮議局の第二回常会開会直前になっても、两江総督と憲政編查館の間で、以下のようなやりとりがなされている。

「憲政編查館は、两江総督張人駿の電文を受け取った。それによると、（江蘇省では）光緒三十四年九月一〇日に咨文を受け取ったところ、本年各省は調査して確実に予算案を作成して諮議局に提出し、予算事項を議決させねばならないが、各省の地方行政費のことにのみに限るべしとあった。しかし国家税・地方税章程はまだ制定・頒布されておらず、混合未分の時にあたっており、予算の権限は非常に確定しがたい。そこで、一体どのように辦理したらいいのか、憲政館の指示を仰ぐとあったという。

憲政館では、電文を受け取った後、江蘇省の予算事項について、清理財政章程二〇条に照らして検討したが、各省予算報告冊内の款項で地方行政経費に属するものは、度支部から督撫に送り、そこから諮議局にまわして議決し、さらに度支部がその議決を上奏した後、実行にうつすべきである。」⁽⁶⁰⁾

「国地劃分（国税と地方税の分離）ができていない段階では、予算案が作成されたとしても、どの部分を諮議局の審議にまわすべきなのかが判断できない。憲政編查館の見解では、各事項について地方行政事務か否か判断して督撫に予算案を送るのは、度支部の裁量に委ねられることになっている。

八月に入って、送られてきた「預算冊」を検討していた度支部と各省の間で、意見の対立が起こった。度支部は、本来

七月二七日には予算案をまとめて一旦上奏するつもりにしていたのであるが、軍機処からの指示で上奏を見合わせた。その理由は、やはり各省から度支部の経費削減要求が厳しいと訴える上奏が多く寄せられているからというものであった。^⑧ 各省（督撫）は、「もし度支部の要求通り支出予算を削減すれば、何もすることが出来なくなってしまう」とし、度支部に再度検討をうながす上奏をしてきていたのであった。^⑨ そこで、軍機処の方では監国摂政王の面論を受けて、度支部尚書の載澤と打開策を討論した。議論は七月二六・二八日の三日に及んだが埒があかなかった。そこで度支部の方ではついに各省清理財政局の監理官を上京させ、詳しく予算調整のことについて調査することになった。^⑩ 予算案提出の可否については、八月中旬に入ってから、やはり予算審議を予定通り行おうという意見が優勢になってきた。もともと度支部内では、尚書・侍郎といった長官・次官クラスは提出する意見に傾いていたようだが、とくに左侍郎の紹英が強く予算案提出を主張した。

「聞くところによると、紹侍郎の意図は、資政院開院後に、議員から予算案提出を求められると、度支部の体面が傷つくので、速やかに予算案を準備するようにというものであった。度支部の官員達でこの意見に反対するものはほとんどいなかった。」^⑪

体面優先で結論が導き出されたかのような感もあるが、これで予算案を準備するという度支部の方針は固まった。

ところが資政院の方では、開院を目前にして総裁・協理らが予算案提出に反対の意を示した。議事が混乱するため、収支総数の報告のみにしようというのである。^⑫ これに対して、各官庁代表の議員は賛成するかもしれないが、民選議員の賛意は得られず、最大の争点になるだろうと予測された。このような情勢の中、度支部・清理財政局では人員を連日午前八時から午後五時まで予算案の作成に従事させていたのに、一〇時までの夜班を加えて作業を急がせたという。^⑬ その後、各部院や憲政編查館の賛同を得るとい手順を経て、予算案を提出することが目指された。^⑭ 予算案に相当する「全国預算表」は、八月末に完成し、上奏および資政院への提出が可能なる状態にまでこぎ着けた。^⑮ しかし、この八月末の予算案は、全省の赤字総額は五千万両をこえるという見積もりで、すんなり議院に提出される運びにならず、小出しに収支項目のみ提示されるなどして、緊張の火種になったのは、後で見るとおりである。しかし、度支部が予算案提出に対して積極的であったのは、この赤字を埋めるための酒税・営業税・所得税などの新税導入にあたって民意の承諾をとろうという意図もあったものと思われる。

（2）諮議局第二回常会と地方予算審議

宣統二年九月一日は、資政院開会の日であり、諮議局第二回常会の開会日でもあった。諮議局第二回常会は、広西省と浙江省で開始当初から、とくに激しい官紳対立が生じた。な

かでも広西省では、開会後すぐに諮議局議員全体が辞職するという事態に至った⁽⁷¹⁾。辞職表明の原因は、禁烟案（アヘン販売禁止案）実施が引き延ばされたことであつたが、この広西諮議局で生じた事態は、二日には各省に電文で伝えられ、各省が連合して抵抗すべきであるという激しい呼びかけがなされた⁽⁷²⁾。

浙江でも、常会開会前から鉄道案件について巡撫と諮議局の間に軋轢が生じていたのだが、常会開会後に、諮議局側は浙江巡撫側に鉄道案件の審議と予算審議を強く求め、認められないならば、即時に議事を停止して解散するとして強硬な態度にでた。この第二回常会は、全国の諮議局聯合会といった組織を通して、第一次常会時期よりも更に各諮議局の連帯が進んでいたもので、一省の諮議局での辞職事件の影響が、一気に全国に波及する可能性をはらんでいた。浙江省から全国に向けて、督撫が予算審議に応じない場合は、各省の諮議局が連合して審議を停止するよう呼びかけたり、広東省からは外債拒否のために各省足並みを揃えるよう呼びかけたりした⁽⁷³⁾。広西省諮議局の方は、資政院が巡撫側の違法性を認め懲戒を求める上奏を行ったために、事態は沈静化の方向に向かったが（広西巡撫張鳴岐は転出）、全国に広がった予算案の審議要求の動きは止まらなかつた。浙江の方は予算案審議と鉄道問題も絡んで、一〇月四日まで開会できない状態に陥るが、まずは全国的な予算案審議要求の動きを見てみよう。

事態を深刻に受け止めた度支部は、地方行政費の冊巻をま

とめて各省に送つたが、これは予算案としては不完全で、行政費のみが記されて歳入部分を欠き、さらに諮議局に提出された冊籍も審議のためではなく、あくまで参考に供するという形式がとられていたため、特に湖北省諮議局が各省諮議局に電文を打ち、共同して抗議するよう呼びかけた。これにより各省諮議局は相互に連絡を取り、歳入資料の提出を要求し始めた。福建・河南の二省では、これらの呼びかけに応じ、審議拒否などの手段にでたが、江蘇省諮議局は議事停止に呼応するのは避け、冷静な対処を続けた。また、福建・湖南・江西の諮議局からは、資政院に向けて、予算案提出を促すよう電文が打たれた。こうした状況の中で、護理広西巡撫の魏景桐が憲政編查館・資政院に予算案提出を求めるなど、督撫たちの中にも同調するものが現れた⁽⁷⁴⁾。その他、予算審議関連以外の問題を原因とする審議拒否や辞職騒動も含めれば、枚挙にいとまがないほどに第二回常会は混乱した。

九月二四日になつて予算案が資政院に提出され、各省にも予算案全冊が送られ、ようやく事態打開の動きが見えた。湖北省諮議局は二二日から停会を決めていたが、二四日から審議再開に応じた⁽⁷⁵⁾。浙江省諮議局は、九月初めから、審議拒否と、巡撫側からの停会処分が相互に繰り返され、まったく機能を果たしていなかつたが、憲政編查館が巡撫増韞の行き過ぎた権限行使を注意し、一〇月四日によりやく審議が再開されることになった⁽⁷⁶⁾。しかし、一ヶ月以上に及ぶ審議停止は、議事に大きな影響をもたらした。浙江省諮議局は一〇月二二

日に閉会したが、当然の事ながら審議未了の議案があまりにも多く、予算審議も為し得ないため、すぐに臨時会を開くことが議決され、一〇月中に主に予算審議を主目的とした臨時会が開かれた。

ところで、諮議局に予算案を審議させる場合、どうしても問題になってくるのが「国地劃分」である。「国地劃分」が行われていなければ、諮議局の審議権がどこまで及ぶのか確定のしようがないのだが、支出部分のみを国家経費・地方経費と分け、審議の範囲を暫定的に定めて対応した。これでは、実質的に十分な予算審議を行えないという議論もあつたようであるが、現状ではいかんともしがたかつた。資政院から諮議局にあてた電文にも、以下のような指示が見られる。

「一、各省諮議局は、歳入を議決することを要求している。現状を見るに、現在国家税と地方税は分離されておらず、この歳入冊については全て資政院の方に議決するように送られてきており、改めて別個に諮議局に送ることは出来ない。

二、各省は予算について、歳入を論議せず歳出のみを議決することは適切であるのかということは問うてきているが、国家財政の不足が全国の予算でも五千万両以上の巨額にのぼり、本院がやつと節減して收支の均衡を図ろうとしていることには目が向いていないようである。各省の歳入は未だ劃分されていいため、歳出を議決し、督撫が諮議局に提出した予算を叩き台とし、不要不急の項目を後回しにして余裕のある項目から余裕のない項目に都合をつけてやるのが諮議局の

権限に属することとなる。」

多くの省は臨時会の開会を求めたが、湖北省のようにすぐには許可がおりなかつた省もある。最終的に湖北省では、臨時会開会の日程は二月一日からということになった。湖広総督側が臨時会の開会を先延ばしにした理由は、予算案に多くの誤りがあり、総督が清理財政局に再度修正を行うよう作業を督促し、時間を要したことにあつた。また、湖広総督側では、臨時会が開かれるまでの間、行政経費を二四〇万兩削減したという。臨時会開会後の予算審議は、諮議局と布政使はじめ官側ともに双方協力的な態度で進められ、一時は「このような協力的な状況なら、予算議決も必ずやうまくいくであろう」と見られたほどであつた。

だが、このような協力的な状態は長く続かず、諮議局側から、官業支出に削減要求が出された。その一方で、湖広総督からは追加予算を求める要求が度支部に向けて出された。各衙門・局所から送られてくる追加予算要求をとりまとめたのは清理財政局であるが、それによると追加で支出を要するものは三七〇万兩以上に上るとされた。諮議局が支出削減を要求したものは、実業・教育・民政にかかわるものに限られ、一方総督が追加支出を度支部に求めたのは軍事や公債償還にかかわる項目であつた。

その後、審議前の状況と比較して、湖北省諮議局の対応は、かなりおとなしくなつたように見える。このような変化は、督撫側が上手く諮議局の動きをおさえた結果なのか、それと

も諮議局議員側の交渉の手法が切り替わったせいなのか、どちらであらうか。広西・福建では、予算審議開始後、諮議局は清理財政局や各衙門・局所と交渉の上、収支の増減内容を資政院に報告し、中央と地方の議会勢力の協調の上で官側にも説得力のある審議結果を導き出そうという形跡がうかがえる。国税と地方税が未区分の状態では、督撫に「内地」の境界を恣意的に解釈され、諮議局の権限が押さえ込まれることにもなりかねないので、民選議院としての機能を果たし始めた資政院との連携に期待をかけたと思われる。

しかし、このよう諮議局が資政院と連携しようとする動きを、牽制しようとした巡撫もいた。一月末から一二月一日頃に湖南巡撫楊文鼎が政務処に打った電文に、以下のような内容が見られる。

「湖南巡撫楊文鼎は、昨日政務処に打電したが、内容はおおよそ以下のようなものであった。前に、宣統三年予算で度支部との間で増減についてやりとりをした一件であるが、今まさに清理財政局に督促して、各関連衙門・局所と協力し、切実に処理させた。布政使・各道員の報告によると、なんとか都合をつけて度支部の指示するところに従い、持ちこたえられるように工夫している。しかし思うに、収入を増やす件については、まだ確たる見込みがあるとはいえない状況で、なお『足を削って履物に合わせる』ような困難を抱えている。項目ごとに検討を加え、まさに追加すべきものや遺漏がないかを調べ、さらに現在策定されている米捐・塩捐・房捐等の

項目を合わせると数十万両は捻出できるであろう。この方向に沿って処理すれば、度支部の指示するような収支要求になうことが出来るであろう。ここで諮議局が予算の増減について審議したところによると、いくつかの捐款を増加することを議決し、これは国家税・地方税の収支を補うに適するとはもちろん、予備金四三万両以上を生みだし、地方の臨時経費に備えることが出来るという。聞くところによると、(この案は)資政院に送られ、参考の用に供せられたというが、諮議局は全く理想論によっており、根拠のない話で、全く承認しがたい。」

巡撫としては、各捐款の導入や経費削減によって数十万両を捻出し、なんとか収支均衡を保とうとしていたところが、諮議局は独自に捐款の導入によって数十万両の剰余がでる案を策定し、これが資政院に送られた。湖南巡撫はこの問題で諮議局と正面から対決することはせず、政務処に問題を持ち込み、その後ろ盾を得て解決しようとはかった。しかしこのような巡撫側の姿勢は、輿論の批判するところとなった。

「諮議局が予算を議決して、不急不要のものを急用の項目に移し、余剰のあるところを削り、無いところを補うのは、手続き上当然やらなければならないことである。しかし督撫は増減すべきところを然りとはせず、さらに復議させたり、復議させて諮議局が意見を変えない場合は資政院に咨文を送って審議させ、びくびくして政務処に支援を求めたりしている。湖南巡撫はついに政務処に訴える挙にでた。これは政務処の

名を借りて諮議局・資政院を圧倒することを欲していることに他ならない。」⁽⁹⁶⁾

また、福建省でも閩浙総督が諮議局の予算審議を妨げたと、資政院に訴えが持ち込まれる事態が発生した。福建では、総督が度支部との調整が進んでいないことを理由に、予算審議に必要な冊籍を諮議局に提出することを拒むなど、実質的に審議が行えないような状況にあったという。⁽⁹⁷⁾

その他に、予算審議そのものが当該年の宣統三年にずれ込んだ江蘇省のような例も見られる。江蘇省では、諮議局議決の予算案を、江蘇巡撫は批准したものの、両江総督は批准せず「駁還」しようとしたので、宣統三年二月に臨時会を開くことになった。結果として、当該年前に予算を定めておくということが出来なくなったのである。

ここまでの督撫と諮議局両者の手法をまとめると、督撫側が、「内地劃分」が完全に達成されていないことを利用し、諮議局の予算審議の範囲を狭く限定し、その干渉を押さえ込もうとしたのに対し、紳士側は民選議院としての資政院を活用する方向を進んだといえそうである。そこで、さらに資政院の予算審議関連の動向についても詳しく見てみよう。舞台は地方から離れるが、以下に資政院の予算審議についても、およその状況を確認しておきたい。

(3) 資政院と全国予算審議

ここで資政院への全国予算案提出状況も見てみよう。度支

部は八月二七日に予算案を上奏しようとしたが、軍機処・政務処が予算案提出を望まず、上奏が遅れた。また軍機処は極めて簡略な綱要のみを資政院に示すませよとしたので、資政院議員はこれを聞き、「全国死生問題」と見なし、強硬に提出を求めようとした。⁽⁹⁸⁾ 載濤・毓朗・載澤・善耆らの親王・貴族、陸軍部尚書廕昌・郵傳部尚書唐紹怡らが提出を主張し、予算審議は行われるであろうという見方もあったが、事はすぐには動かなかつた。⁽⁹⁹⁾ 九月中旬以降になって判明した予算案未提出の原因は、度支部上奏の草案が、急いで作成されたことにより、各中央官庁が本来見積もった予算冊の数字との間に大きな齟齬があり、資政院に提出して審議させることが出来なかつたのだという。⁽¹⁰⁰⁾ 例えば陸海軍の費用は一千万両近くに及ぶのに、度支部草案では数字の書き漏らしが二百萬両近くに及び、その修正に更に時間を要すると見られた。⁽¹⁰¹⁾ 予算案提出の際の内幕については、不明な部分が多いが、最終的に資政院は九月二四日に予算案を受け取った。⁽¹⁰²⁾ 予算案が提出されると、さっそく審議のために預算股が開かれた。

「先月二四日一一時に預算股が開會し、股員三五人が出席した。股長の劉澤熙が言うには、予算案は極めて繁雜で、別項案件とは異なり辦事規則と辦事時間を先に定めるべきである。李文熙は預算冊が多すぎるが、今後毎日開會して股の事務を行えるわけではないと言ひ、章宗元は預算審議が三〇日と時間が限られており、毎日登院しなければ審議は行いきれ

ないと言う。また、度支部が保有する原冊は一千部におよぶ。議長に要請して、度支部に原冊を送ってこさせなければ審議は手をつけようがないという議論になり、多数の賛同を得た。それから、許鼎霖が出勤時間を規定し、大会のある日は午前九時から一二時まで、大会の無い日は午後一時から六時とし、多数の賛同を得た。」

審議が始まったものの、議会制度が未成熟な時期においては、議員が直接に膨大な予算案を、限られた人員・日数で審議する事が求められ、現実的にはかなりの困難があったようだ。まず資政院の予算案審議で焦点になったのは、陸海軍経費を中心とする、中央の衙門の経費についてだったが、緑宮の解体を進めて地方の教育・実業・警務などの経費捻出を試み、各省の行政に深くかかわるような案件も積極的に議論されたようである。

結局、資政院による予算審議は、一月中旬にひとまず終了した。そもそも総予算の中で赤字が五、四〇〇万両と予測された上に、各部・各省から追加予算二、四〇〇万両が求められていた。しかし、資政院預算股による審査の結果、歳入はさらに四九四万両が見込まれるとされ、歳出は逆に五、八九二万両の削減が求められ、赤字は差し引き一、四一四万両におさえられた。この資政院の審査結果に対して、度支部の載澤は不満の意を表し、審査後の予算案を連名で上奏することを拒んだ。地方予算については、やはり資政院でも国税と地方税の未区分を理由に、各省に地方税収についての審議

を行わせない問題を、早期に解決すべきであるということになり、度支部に早期改善の要求がなされた。

問題は、この資政院で審議された後の予算案が、行政側と摩擦を残したまま、二月一日の資政院閉会後にどう処理されたかである。資政院閉会後に出された、予算案関連の論旨および面論を見てみよう。

「軍機処が奉じた摂政王の諭。予算案が資政院を通過した後、行政経費が果たして実行可能なものなのかどうか詳細に検討しなければならぬ。昨日、政務処において各大臣に研究させた。」

「摂政王が軍機大臣に面論し、各省督撫に予算案を検査した状況を電文で知らせよう命じた。」

つまり資政院による予算の審議結果は、各部大臣などの行政側によって再度実行可能かどうかの検討の余地が与えられるような指示である。各省の予算にしても、単に予算を検査した状況を報告せよということではあったが、報告に留まらぬい反応を招いた。まず政務処が、宣統三年試辦予算は各省で反対の声が起こっていることを理由に、実行しがたいとし、明春に直隸・両江・湖広・四川の四総督が上京して協議するのを待つて確定すべきであるとした。また同時期に各省では、直隸・湖広・四川・両広の四総督が資政院の予算案を承認しないという意志を示した。各省の督撫は、税収の「内地劃分」が不完全であることを理由に、予算審議に関して諮議局の権限を上手くおさえこんでいたのであるが、国税および国家行

政経費の範囲を広く解釈していたために、逆に資政院からは干渉を受け得る。それゆえ資政院予算案は、各部・各省の官員から強い反発を招いた。しかし唯一、憲政編查館の某大臣が、一旦議員が定めた予算案を変更することは、人心を失い、諸外国の失笑をかうとして政務処の大臣たちを説得し、かろうじて年内に上奏する運びとなった⁽¹⁰⁾。この上奏を受けて、宣統三年の年頭に降された上諭は、以下のようなものであった。

「宣統三年歳入歳出総預算案は、度支部より擬定され會議政務処に提出されたのち、該処が各部と検討した後、上奏された。この案は資政院にくだされ、章程に従って審議された。該院の奏するところによれば、この総予算案は損益を斟酌し、會議政務処と共同で上奏され、あわせて清單も奏せられ、論旨にて決裁することを請うところとなったとある。現在、国家の出費は多く、財力も不足している。該院が審議した宣統三年預算草案も、朕が詳しく検討したところ、まだ確かめなければならぬところがある。もし確かめて浮濫の款（無駄な項目）が有れば極力削減すべきである。実に差し支えが出て実行しにくいところがあれば、京・外の各衙門から、必要にして不足の各款を詳細表冊にして正当な理由を明記して上奏し、論旨の降されるのを待つて辦理せよ。緑營・防營の裁汰に至っては、各省の現在の情勢において障害が有るか否かを、陸軍部に各省督撫と共同して、よく利害を検討させ、最善の方法を上奏せしめよ。」⁽¹¹⁾

結局、資政院が審議した予算案は、年内に上奏されたのでは

あるが、各部・各省の行政側に、資政院案の修正の余地を認めてしまった。また、各官庁の公費についても、度支部が定めた額にもとづいて支給するとされたため、これでは本当に資政院の予算審議は有効でありうるのかという批判的輿論が起こったのも無理はない⁽¹²⁾。各省の督撫からは、行政費が不足であるとの批判が起こり、また諮議局の方からは、諮議局予算案は資政院予算案と深く結びついており、それを変更するということは、議会の効力そのものを無にするものであるという批判があり、両者は真つ向から対立する事態に至った⁽¹³⁾。

そのような情勢の中で、宣統三年一月前後には、督撫からの追加予算を要求する上奏や咨文が相次いだ⁽¹⁴⁾。また、両江総督や浙江巡撫のように資政院および諮議局の議決した予算案を、非現実的と批判したり、認めないとするものや、四川総督のように諮議局の予算案はあくまで参考の用に資するに過ぎないとするものもおり、各省の紳士層を相当に刺激したようである⁽¹⁵⁾。

宣統三年試辦予算案は、実行可能か危ぶまれる状態に陥っていたが、度支部は、早くも四年試辦予算案作成に向けて動き出していた。宣統二年二月二十八日には、各省督撫に三年試辦予算案をもとに四年試辦予算案を作成するよう打電し、予算冊を二月一日までに度支部に送るよう伝えた⁽¹⁶⁾。この予算冊提出期限は、一月中に定められた「試辦全国預算暫行章程」では変更され、各省の国家歳入予算報告冊・地方歳入予算報告冊・比較表を四月一日までに度支部に、各省文武大

小衙門・局所の国家歳入・地方歳入予算報告冊・比較表を二月一〇日までに清理財政局に送るよう求められた。¹⁰⁾

IV 諮議局開設三年目

(1) 江蘇での宣統三年の予算案問題

宣統三(一九一二年)、宣統三年試辦予算の実施と、宣統四年試辦予算案の作成をめぐり、諮議局と督撫の対立は激しさを増した。宣統三年試辦予算案に対しては、直隸総督が、それを非現実的として無効にするよう上奏したのを皮切りに、江蘇・浙江では督撫が頑強に予算案を承認せず、諮議局と対立した。¹¹⁾ここでは特に経済発展地域である江蘇・浙江に焦点をあて、宣統三年の予算案をめぐる状況を考察してみた。

江蘇省では、蘇属の予算案は江蘇巡撫が承認したが、寧属(南京周辺)の予算案を両江総督が承認せず、宣統三年二月一日に臨時会が開かれ再審議となった。この臨時会では宣統三年試辦予算と宣統四年試辦予算案が議論され、前者については再度議決を行い、両江総督は上奏して勅裁を仰がなければならなくなった。両江総督が予算案を承認しなかった理由は、江寧府教育会の中学堂と小学堂経費の削減方法について意見が合わなかったことと、安徽教育会の経費を江蘇の地方経費から捻出することを江蘇省諮議局が認めなかったことによる。両江総督の上奏の期限は二月二五日とされたが、一ヶ

月経つても上奏しなかったもので、諮議局は予算案を公布するよう総督に要求した。¹²⁾総督側がこれを無視したために、諮議局では四月三日に協議会を開き、議員全員の辞職を決定した。¹³⁾諮議局の解散は、言論・陳情の道を途絶させるとして、省内でも深刻な事態として受け止められた。¹⁴⁾早速、地方自治局職員呉本善が予算維持会を組織し、上海に事務局を設け、省内の有志に督撫と折衝させ、代表を上京させる計画を呼びかけた。¹⁵⁾

このように諮議局の機能が停止している際、両江総督・江蘇巡撫は、江蘇の錢糧収入を担保に日本から大規模な借款を計画していることを明らかにした。¹⁶⁾この件については、江蘇出身の留日学生から諮議局に書簡が送られ、臨時会を開いて対処すべきであると伝えられたが、諮議局は停会中であつた。また、担保には浙江の漕糧も含まれているという¹⁷⁾ことで、浙江省諮議局からも、江蘇省諮議局に対して、資政院臨時会を開いて阻止するよう協力要請の電文が送られ、事態は複雑さを増した。¹⁸⁾

総督は諮議局議員辞職案件について、四月七日に軍機処に電文を送り、軍機処が代奏を行った。上奏文の内容は、予算案の内容について、一部の常駐議員が騒ぎ立てて辞職したと報告すると同時に、当該の予算案件は国家行政にかかわるもので、そこへの干渉は諮議局の越権行為であると訴えるものであつた。それに対して、総督の勧告を諮議局側が受け入れないならば、更に上奏して処分を求めるようにとの諭旨がく

だされた。総督は一二日に、この内容を札文で諮議局に伝えしたが、これは諮議局側の態度を更に硬化させた。⁽¹⁰⁾そこで両江総督張人駿は、辞職の意を表すと同時に、慶親王にも諮議局の越権行為を訴えた。⁽¹¹⁾諮議局側では、諮議局聯合会を通して資政院と憲政編查館に訴えることにしたため、両者は真つ向から対立することになった。⁽¹²⁾

江蘇予算維持会では、四月二六日に会議を開き、あらためて予算原案を公布することと、諮議局を解散して選挙をやりなおし、民意を確認しなおすことが方針として打ち出された。この際、代表を派遣して督撫に意見を陳述することと、省内各地に人員を派遣して租税支払い拒否を呼びかけることも決められた。⁽¹³⁾

五月に入つて、在京の江蘇出身官員が江蘇会館において大会を開き、諮議局の紳士達を懐柔する方策を話し合った。わざわざこのような大会を開いたのは、江蘇・安徽での水害の賑恤に在地の紳士達の協力は欠かせなかつたという事情も深くかかわっていたようである。⁽¹⁴⁾さらに事態打開のために、盛宣懷が諮議局聯合会に赴いて解決策を協議したり、摂政王が張謇を召見して事情を聴取するような措置もはかられた。張謇はその後、内閣総理大臣に就任していた慶親王に謁見し、親王は事態の解決に向けての調停に言及した。⁽¹⁵⁾また、五月末に江蘇選出の資政院議員孟昭常も資政院に諮議局議員辞職と総督の権限乱用について訴え、資政院は内閣にその内容を咨文で伝えることにした。⁽¹⁶⁾内閣ではこれを受けて、上奏して勅

裁を受けて処理する意見も出たが、慶親王は上奏をせず、あくまで内閣独自に両江総督・江蘇巡撫に咨文を出し、諮議局議決の予算案を頒布するように指示した。⁽¹⁷⁾さらに六月はじめに内閣は、江蘇巡撫と諮議局議員に電文を打ち、寧属予算による辞職の件は、月内に協議の上で決着をつけるよう指示した。⁽¹⁸⁾このように内閣総理大臣の慶親王が仲介に入ることによって解決の兆しが出てきたが、六月内の解決は難しかった。官紳間の交渉が、閏六月にまでおよんだ事を記す『申報』の記事を見てみよう。

「江蘇諮議局議員が寧属予算のために辞職した一件について、政府は江蘇巡撫に月内に協議の上で決着をつけるよう命じたことは、先に報道したとおりである。江蘇寧属の予算問題は、維持会より代表を選んで寧属や蘇属に派遣し、人民の意見を陳述するも、未だに解決していない。（中略）先月中旬に、江蘇巡撫は巡警道ら四名を寧属に派遣し協議させた。その後、総督は糧道ら三名を蘇属に派遣して返答し、現在詳細な解決方法について打ち合わせているところである。なお、明文化されたものはまだ発表されていない。」⁽¹⁹⁾

閏六月に蘇属の江蘇巡撫と寧属の両江総督の間で協議が続けられ、交渉は決して順調に進んだわけではないが、七月上旬にようやく寧属予算は承認された。⁽²⁰⁾これを受けて、辞職していた諮議局議員の復職手続がとられた。⁽²¹⁾両江総督が妥協した直接的理由は不明だが、予算維持会を中心とした輿論の関心が高まり、九月にひかえている諮議局の第三回常会が目前に

迫ってきている状況では、強硬な態度を維持することは困難であつたと思われる。

(2) 浙江での宣統三年の予算案問題

浙江省においても、宣統三年試辦予算案は宣統二年中に成立を見ず、宣統三年三月一〇日に臨時会を開いて予算案を審議することになった(実際の開会は一二日)。諮議局は、予算案を審議し、支出を二七万兩ほど削減することを決めた。諮議局議決の予算案は、浙江巡撫に提出されたが、ここで審査を行ったのは省行政側の首脳で構成する会議庁であつた。民政費・教育費の部分は通過したが、省城巡警費用と八旗の学堂經費の削減が問題とされた。巡撫增韜は、諮議局議決案に対して積極的に争うつもりはなかつたが、会議庁の邵某・章某が強く抗議したという。結局增韜は予算案を批准せず、「駁回」して四月一日に再度議論をせよと回答した。浙江では、江蘇のように諮議局議員の辞職というところまで事態は深刻化しなかつたが、やはり解決までにはかなりの時間を要した。ただ、この浙江省諮議局の臨時会が開かれていた時期は、中央で、資政院の臨時会開催の要請の運動が高まっていた時期でもある。この資政院臨時会の主要議題として、浙江省の予算問題が浮上してくる可能性も取りざたされるようになる。浙江巡撫の方でも焦りを感じたようで、それにより態度が軟化したことが指摘されている。まず五月一日に巡撫側は、予算案の認められる部分だけ公布した。さらに五月末には、

議決された予算案を官報において公布することになり、問題は一応の解決を見た。

以上、江蘇・浙江省の事例を中心に、予算案をめぐる各省諮議局を舞台とした官紳関係を見てきたが、このように両者の対立が激化したのは、江蘇・浙江省のみではなかつた。予算案を承認した督撫の場合でも、四川総督のように、資政院・諮議局議決の予算案は、あくまで参考の用に供するのみであると認識していたものもあり、その執行については引き続き官紳間の緊張が予想された。

以上、宣統三年予算承認までの官紳関係までを考察してきた。この後、諮議局の第三回常会は、辛亥革命が進行する中、開会可能な省では開かれたが、宣統四年予算が成立することはなかつた。

おわりに

清朝最末期、鉄道国有化問題、外債拒否問題、皇族内閣に対する不信感などは、その支配体制を動揺させるものとして十分認識されているが、官紳間に深い不信感を醸成した要因として、本論では予算問題の重要性に焦点をあててきた。督撫は国家行政の代行者として、諮議局の権限を極力小さく限定しつつ、各省在地勢力に対して優位に立つ為政者として行動しようとした様子が明らかになった。一方、中央の権威に拠ってなんとか強権を行使しようとする様が見て取れるし、また中央政界に働き

かける力を持つてきた紳士の前に妥協を強いられ、強権を貫き通すことの困難さも露呈した。このような情勢下で、辛亥革命が勃発した。多くの督撫は清朝に忠節を全うして落命するか、政界から退く運命をたどり、諮議局を中心とする紳士層は革命側につき、清朝の命運は尽きた。「督撫専権」の趨勢が清朝を崩壊させたという見方が成立しないのはいうまでもない。中央から地方への権限移行という視点で清末の政治的統合を観察するにしても、地方政治の主体が何者であるかは、よく見極めなければいけないし、本論で見てきた中央・地方大官・在地紳士層の三者の関係を理解してはじめて地方コントロールのあり方が理解できよう。またこの三者関係は、意外に短期間に複雑に変化しており、督撫の権力が相対的に後退していたときに辛亥革命が成功したのも偶然ではないだろう。もともと、督撫の権力後退といっても、財政権以外の面も含めた考察も必要で、そこは今後の課題としたい。ひとまず、清末から民国初期にかけて、中央・地方官両者の権力均衡のみを見て「軍閥割拠」時代へ向かうと理解するのは、近代中国の地方コントロールのあり方を正確に把握することはできないであろう事を指摘して結びとしたい。

本文中の日付は基本的に年号・旧暦表記。『申報』（上海書店影印本、一九八三—一九八七年）の日付は西暦に従い、注では『申報』一九〇八年一月二日をS08122の様に表記し、必要に応じて旧暦の

日付を括弧内に補った。

註(1)

非正規の徴収は、賄賂ととれる面と、行政遂行のために不可欠な行政経費の面があり、一律に不正なものとは断じきれないグレイゾーンの拡大をかなり詳細に把握かつ黙認し、中央に吸い上げて新たな行政経費を賄い、私財の蓄積も行っており、これを単純に地方財政的なものと断ずることも難しい。このグレイゾーンを扱った研究としては、岩井茂樹『中国近世財政史の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇四年）、山本進『清代財政史研究』（汲古書院、二〇〇二年）、土居智典『清末の雲南報銷案における地方から中央への非正規徴収の流れについて』（広島東洋史学報）一八号、二〇一三年）などを参照のこと。

(2)

在地紳士層の事実上の行政参画と新たな財政収支の増加について扱った研究は、羅爾網『湘軍新志』（中華叢書、国立編訳館中華叢書編審委員会、一九八一年）など。前掲岩井著書、山本著書も紳士層の行政参画と新たに増加した財政部分について詳しく扱っている。釐金研究も膨大にあるが、行政との関わりでは特に金子肇『清末民初における江蘇省の認捐制度』（『東洋史研究』五九—二二〇〇年）、土居智典『清末湖南省の省財政形成と紳士層』（『史学研究』二二七号、二〇〇〇年）、野口武『日清戦争期山東財政の財源獲得策について』（『現代中国研究』三三、二〇一三年）、山本一『清末山西省の財政改革と「局所」』（『社会経済史学』七九、四、二〇一四年）などを参照のこと。

(3)

清初の中央集権的な行政制度について分析し、かつその限界について指摘しているものに東洋史研究会『雍正時代の研究』（同朋舎、一九八六年）。その後、太平天国の乱以後の地方分権的な傾向についても触れているものとして前掲岩井著書、清末

の地方分権的な傾向を強調するものとして、臨時台湾旧慣調査会『臨時台湾旧慣調査会第一部報告 清国行政法』第一一五、六卷（東洋印刷、一九一一年、一九一五年）が代表的なものとしてあげられる。しかし近年は、岡本隆司『近代中国と海関』（名古屋大学出版会、一九九九年）のように、そもそも清朝は中央集権とも地方分権ともいいがたい独特な財政制度を有していたと指摘する研究も現れ、土居智典「清末預備立憲時期における財政制度改革——清理財政局を中心として」（『社会経済史学』第八〇巻二号、二〇一四年）はそのような見解に依りつつ、中央・地方の財政が未分化の財政制度を一体性財政と位置づけ、両者の分離である「国地劃分」および予算制度導入の研究を行った。

(4) 主に中国の研究に、督撫の権限増大を強調し、かつネガティブに評価する傾向が見られる。例えば魏光奇「清代後期中央集権財政体制的瓦解」（『近代史研究』一、一九八六年）、張神根「清末国家財政、地方財政劃分評析」（『史学月刊』一、一九九六年）、陳鋒「清代中央財政与地方財政的調整」（『歴史研究』五、一九九七年）、彭雨新「清末中央与各省財政關係」（『社会科学雑誌』九一、一九四七年）、周育民「晚清財政與社会変遷」（上海人民出版社、二〇〇〇年）、周志初「晚清財政經濟研究」（齊魯書社、二〇〇二年）、彭沢益「十九世紀後半期的中国財政與經濟」（人民出版社、一九八三年）など。しかし、督撫の権限には一定の限界があり、中央からの人事コントロールの強さや財政収奪の強さを指摘する劉克祥「太平天国後清政府の財政、整頓と和搜刮政策」（『中国社会科学院經濟研究所集刊』三、一九八一年）、劉広京「晚清督撫權力問題商榷」（『清華學報』新第一〇—二、一九七四年）などもある。一方、特にネガティブにとらえることなく、数省単位での經濟圏の成立に対応したものととして督撫の經濟・財政政策を分析したものに黒田明伸「中

華帝国の構造と世界經濟」（名古屋大学出版会、一九九四年）、山本進「清代財政史研究」（汲古書院、二〇〇二年）などがある。

(5) 前掲劉広京論文、および土居智典「光緒新政時期の清朝中央の地方統治と省財政機關の再編についての一考察」（『九州大学東洋史論集』四四号、二〇一六年）。

(6) Spector, S. Li Hong-chang and the Hwai Army: A Study in nineteenth-century Chinese Regionalism (University of Washington Press, 1964).

(7) 白井佐知子「太平天国末期における李鴻章の軍事費対策」（『東洋學報』三五—三・四、一九八四年）、同「同治四（一八六五）年、江蘇省における賦稅改革」（『東洋史研究』四五—二、一九八六年）、同「太平天国期における蘇州紳士と地方政治」（『中国——社会と文化』四、一九八九年）、山本前掲書。

(8) 財政制度の中央集権化を指摘したものに佐藤淳平「二〇世紀初頭清朝における財政集権化」（『中国研究月報』七〇—一六、二〇一六年）があるが、なぜ順調に進んだかという点が不明である。他に前掲土居論文（二〇一四・二〇一六）も参照されたい。予算案作成の過程については他に佐藤淳平「宣統年間の預算編成と各省の財政負担」（『史学雑誌』一二三—二、二〇一四年）、土居（二〇一四）もあるが、諮議局の関与については更なる分析が必要と思われる。

(9) 諮議局設立時期の各省での官紳対立については、鉄道問題に関する軋轢が清朝の崩壊に影響を与えたという事が、概説書で扱われるほど自明のこととされている。とくに予算審議に重点のある諮議局研究は多くはないが、劉増台「前恭後倨——清季督撫與預算制度」（『中央研究院近代史研究所集刊』六六、二〇〇九年）があり、本論の検討内容と対象が重なる部分も多い。しかし督撫の中央への對抗姿勢を過大に評価し

ているように思われる。本論は、紳士の活発な活動によって、督撫が強権を貫き通せなかったところに目を向け、劉氏の研究とは異なる像を結ぶことになる。

- (10) 趙炳麟「請製定預算決算清理財政疏」光緒三十二年一月十八日『趙柏巖集』巻一。
- (11) 「湖南即用知臬熊範輿等請速改民選議院呈」（故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』中華書局、一九七九年）下冊、二、議院）光緒三三年八月二十八日。「侍講學士福詒請開設議院以維國勢而固人心折摺」（『清末籌備立憲檔案史料』下冊、二、議院）光緒三四年五月二十六日。
- (12) 「論中國于實行立憲之前宜速行預算法」『東方雜誌』三一—三三（『南方報』からの転載論説）一九〇七年二月七日。「論國民當知預算之理由及其根柢」『東方雜誌』四一—七（『時報』からの転載論説）一九〇七年八月三日。
- (13) 「設立資政院派溥倫孫家鼐為總裁並會同軍機大臣擬訂院章論」（『清末籌備立憲檔案史料』下冊）光緒三三年八月一日。「著各省速設諮議局論」（『清末籌備立憲檔案史料』下冊）光緒三三年九月一日。ここで資政院が議院準備機関として設立されるが、自らが議院機能を持ち始めるのは、民選議員が選ばれる宣統二（一九一〇）年のことである。
- (14) 「江蘇紳士上督撫公呈」（為組織諮議局事）S08/1/2。「江蘇諮議局議員選舉章程」S08/1/2。記事によると「在滬江蘇教育總會等十二团体」が章程の起草を行ったとある。
- (15) 「蘇撫札委設立諮議局」蘇州 S08/1/8。
- (16) 「咨行諮議局章程」北京 S08/1/27。
- (17) 「諮議局章程由官釐訂」S08/2/5。
- (18) 「電文」S08/3/8。章程の内容は、同月中に公開された（「憲政編查館擬選舉諮議局議員暫行章程」S08/3/29）。
- (19) 湖南省からの「湖南全体人民選議院請願書」は、国会開設を至上課題とし、資政院と諮議局に対する評価は低いながらも、それでも欠くことの出来ないものという位置づけをしている。S08/3/20・21。
- (20) 「蘇垣諮議局開辦」蘇州 S08/6/8。
- (21) 「山西諮議局創辦所簡章」S08/6/15。
- (22) 「電文」S08/7/17。
- (23) 「憲政編查館等奏擬訂各省諮議局並議員選舉章程摺」（『清末籌備立憲檔案史料』下冊）光緒三四年六月二十四日。
- (24) 「資政院等奏擬訂資政院院章摺」（『清末籌備立憲檔案史料』下冊）光緒三四年六月一日。
- (25) 「上諭」S08/7/24。
- (26) 「讀六月二十四日上諭謹註」S08/7/25。
- (27) 全国の動きに比して、湖北の請願が遅かったが（論湖北之無国会請願者」S08/8/8）、八月には留日湖北公友会が国会開設を陳情した（留日湖北公友会請都察院代奏請開国会書」S08/8/14・19。「湖北国会請願大會議紀事」S08/9/2）。
- (28) 「国会論兩派之競争」北京 S08/7/19。
- (29) 「憲政編查館資政院會奏憲法大綱暨議院法選舉法要領及逐年籌備事宜摺」（『清末籌備立憲檔案史料』上冊）光緒三四年八月一日。
- (30) 「江蘇之今日 江蘇復選舉人注意」S09/5/4。
- (31) 「浙江諮議局議案預備會開會紀事」杭州 S09/7/8。「論江蘇預備議案會之宜速設」S09/7/13。「江蘇諮議局開預備會初誌」南京 S09/10/7。「江蘇諮議局開預備會續誌」南京 S09/10/10。「江蘇諮議局開預備會三誌」S09/10/11。「江蘇諮議局開預備會四誌」南京 S09/10/15。「湖南議案研究会致撫憲閔道書」S09/9/26。

- (32) 「浙江諮議局議案預備會開會紀事」杭州 S09/7/8。
- (33) 「各省籌辦諮議局」浙藩條陳諮議局議案」S09/10/8・10・11。
- (34) 「會擬欽交諮議局飭議事件」北京 S09/8/18 (七月初三日)。
- (35) 「軍機大臣」世續がいうには、各省諮議局、順次開辦し、東南各省の風氣も開通した。議員も規則に違反することなく自重してゐる。「(枢府予防諮議局之爭執)北京 S09/10/22)。
- (36) 「蘇撫瑞中丞議案」S09/10/14日(九月初一日)・09/10/15(九月初二日)・09/10/16(九月初三日)・09/10/17(九月初四日)。
- (37) 「各省籌辦諮議局」江蘇諮議局張制軍提出議案」S09/10/20(九月初七日)。
- (38) 「各省開辦諮議局」江蘇諮議局議案 S09/10/23・24・25・26・27・28・29・30・31' 09/11/3・4・5・6・7・8・9・10・14・16・17・18・19・20・21・27・30'。
- (39) 「諮議局議員調查財政」蘇州 S09/11/12'。
- (40) 前掲土居(二〇一六)。
- (41) 督撫の諮議局に対する文書は「劄」の様式を用いるよう定められていたが、山西巡撫が下屬に命令する「札飭」の様式に固執したことによる。「山西諮議局議長因爭公臆辭職」太原 S09/11/5'。「規定督撫行文諮議局之格式」北京 S09/11/14'。「順直諮議局上憲政編查館書」(爭論行文体制) S09/11/21'。
- (42) 「專電」S09/11/28'。
- (43) 「憲政館廠防議員踰越權限」北京 S09/11/30'。
- (44) 「電」憲政編查館が兩江總督に打電し、諮議局の議案に越権の処があるので、次に開會するのを待つて再審理させ、常駐議員に辦理させないようにと通達した。」S10/1/17'。
- (45) 「電」憲政館は来年より、各省諮議局に官員を派遣して會議を監察させることを計画してゐる。」S10/1/17(宣統元年一二月初七日)。
- (46) 「資政院預備議案」北京 S10/3/9'。
- (47) 「電(南京)」諮議局研究会、今日(三〇日)、議員を招待して大會を開いて演説し、時局は切迫しているので、各省連合の上で国会の早期開會と責任内閣の組織を要求しようと主張した。」S09/10/14(九月初一日)。
- (48) 「江蘇諮議局選舉資政院議員」南京 S09/11/25'。「浙省諮議局選舉資政院議員紀事」杭州 S09/11/26'。「江蘇諮議局互選資政院議員餘聞」南京 S09/11/27'。「安徽諮議局互選資政院議員」安徽 S09/11/28'。「広東諮議局互選資政院議員」廣州 S09/11/30'。「吉省奉定資政院議員」吉林 S09/12/4'。「湘省諮議局互選資政院議員」長沙 S09/12/6'。「贛省選舉資政院議員」江西 S09/12/13'。「贛撫復選資政院議員」長沙 S09/12/15'。「贛撫選送資政院議員」南昌 S09/12/22'。「黔省諮議局選出資政院議員」貴州 S09/12/25'。「寧蘇電商選舉資政院議員」蘇州 S09/12/29'。「黔省選定資政院議員」貴州 S09/12/30'。
- (49) 「直紳請求速開国会之動機」天津 S09/11/27'。
- (50) 同上。
- (51) 「集議請求速開国会之先聲」S09/12/17'。「中国国会之發動機」S09/12/29'。
- (52) 外債返還に積極的に関わるかわりに国会開設を要求する運動を、籌還國債會がこの時期に展開させたことには留意する必要がある。楠瀬正明「二十世紀初期における中国の国会速開請願運動(一)」『広島大学総合科学部紀要 地域文化研究』三〇巻、二〇〇四年。
- (53) 注8の佐藤論文、および土居論文の清理財政局および予算編成について扱った研究を参照のこと。
- (54) 「各省国会請願代表組織同志会」S10/1/1'。なお、国会請願運動については、前掲楠瀬論文を参照。

- (55) 「鄂諮議局請宣布歲出入總數」湖北 S10/3/2°。
- (56) 「諮議局糾拳抑勒浮取之官吏」杭州 S10/6/24°。
- (57) 「度支部核訂預算總表之迫促」北京 S10/8/21°。
- (58) 「電文」S10/7/19°。
- (59) 「度支部提出預算案之爭論」北京 S10/9/8°。
- (60) 「諮議局交議預算尚待度部奏明」北京 S10/9/11°。
- (61) 「各省預算總表尚難入奏」北京 S10/9/14（八月一日）。
- (62) 同上。
- (63) 同上。また、各地の監理官が一斉に上京した記録は見あたらないので、実際には電文での調整が進められたと思われる。
- (64) 「度部提出預算案之準備」北京 S10/9/16（八月十三日）。
- (65) 「總裁協理果何嫌於預算案耶」北京 S10/9/21（八月十八日）。
- (66) 同上。
- (67) 「預算案決議提交資政院」北京 S10/9/25（八月二十二日）。
- (68) 「度支部全國豫算表脫稿」北京 S10/10/2（八月二十九日）。
- (69) 「中國全國財政大議案」北京 S10/9/26°。
- (70) 「今日預算上之評決」S10/11/2°。
- (71) 「電 護理廣西巡撫が資政院に打った電文によると、諮議局議員が全員辭職する事態に陥ったので、代奏を請うとともに懲戒を求めるとあった。それを受けて、該巡撫に情勢をよく監察して適切に処理するようにと諭旨が発せられた」S10/10/5°。「電 資政院は廣西省諮議局議員が全員辭職した事をうけて、緊急動議を提出し、特任役員を一人ほど任命し、事にあたらせることにした」S10/10/5°。
- (72) 「電 浙江諮議局は、今日（二日）、廣東諮議局の電文を受け取った。電文には禁烟の案件実施が引き延ばされたことにより対立が起ころ、全体辭職となった。（各省）連合して闘争せんことを求めるとあった」S10/10/5°。
- (73) 「電文」S10/10/5°。
- (74) 「各省諮議局聯合請交預算案」北京 S 一九一〇年一〇月八日。「粵諮議局聯合各省抵抗外債」廣東 S10/10/14°。
- (75) 「電 今日、資政院は廣西巡撫が諮議局の権限を侵犯したということを実と認め、議長より上奏して懲戒を求めるよう議決した」S10/10/7°。「資政院核辦廣西事件摺稿」北京 S10/10/11°。廣西省諮議局の全体議員辭職案は、禁烟案が主な原因だが、やはり巡撫側の予算案不提出も争点になっていた（「資政院旁聽録」S10/10/12°）。
- (76) 「各省諮議局續爭預算歲入」湖北 S10/10/15°。「鄂局又爭不完全之預算案」湖北 S10/10/19°。「湖北諮議局停議催交預算案」武昌 S10/10/30°。
- (77) 同上。
- (78) 「閩湘兩省催交豫算歲入」福州 S10/10/25°。
- (79) 「桂撫電詢豫算案應否全交」廣西 S10/10/27°。
- (80) 「鄂諮議局停會開會情形」湖北 S10/11/2（一〇月初一日）。
- (81) 「浙諮議局突然開議紀聞」杭州 S10/11/5日（一〇月初四日）。
- 浙江省諮議局と巡撫の対立要因は、予算審議の問題のみならず、もちろん鉄道運営についての対立も関係していた。
- (82) 「電文」S10/11/22°。「浙諮議局決開臨時會」杭州 S10/12/19°。福建省諮議局でも、予算審議のために一〇月三日から臨時會が開かれた（「閩諮議局請開臨時會電文」福州 S10/11/27日）。
- (83) 「江蘇預算底冊已交諮議局」南京 S10/11/4°。
- (84) 「各省仍爭預算歲入要電」S10/11/15°。
- (85) 「資政院致各省諮議局電（為預算案歲入事）」S10/11/19°。
- (86) 「湖北諮議局閉會狀況」武昌 S10/11/28°。「各省諮議局大開臨時會」S10/12/5°。「鄂諮議局議決預算情形」湖北 S10/12/6°。
- (87) 「鄂諮議局臨時會開會確期」湖北 S10/12/16°。

- (88) 「湖北諮議局宣佈臨時會期」武昌 S10/12/23。
- (89) 「電 湖広総督が上奏してうには、湖北省の行政費は先だつて一七〇万兩削減した。その後すぐに検討した結果、解款・協款・編練混成協経費・教育・実業等経費は削減しがたいが、その他の部分から無理をして七〇万兩削減したとのことある」 S11/1/1。
- (90) 「湖北諮議局審査預算之詳慎」武昌 S11/1/13。
- (91) 「鄂議局核減官業支出三款」湖北 S11/1/21。
- (92) 「鄂省追加預算數目報部」湖北 S11/1/22。
- (93) 同上。
- (94) 「桂閩官紳電告預算辦法」 S10/12/30。
- (95) 「湘撫不容諮議局增減預算」北京 S11/1/8。同様の打電内容は、一月一日付け「申報」の「專電」にも見られ、電文自体は旧曆一月末か二月一日頃に打たれたものと思われる。
- (96) 「時評」 S11/1/9。
- (97) 「閩議局呈控松督預算違法」福州 S11/1/3・4。「閩議局電請維持預算權限」北京 S11/1/7。
- (98) 「蘇議局亦將開臨時會矣」南京 S11/1/14。
- (99) 「要求豫算案之大風波」北京 S10/10/6 (九月初四日)。「豫算案提交資政院問題」北京 S10/10/8日 (九月初六日)。
- (100) 「豫算案提交資政院問題」北京 S10/10/8日 (九月初六日)。
- (101) 「預算案延不交議原因」北京 S10/10/24 (九月二二日)。「慶邸亦主速交豫算案」北京 S10/10/27 (九月二五日)。
- (102) 同上。
- (103) 「電 資政院は二四日に予算案を受け取った。そこで載澤は演説し、財政が困難であることを述べ、国会の早期開会と国民の協力が得られることを切望すると述べた」 S10/10/27 (九月二五日)。
- (104) 「資政院預算股開會紀事」北京 S10/11/2 (一〇月初一日)。
- (105) 「資政院近聞一束」北京 S10/11/23日。「資政院預算股開會詳情」北京 S10/11/24。
- (106) 「資政院豫算明年虧款實數」北京 S11/1/1 (宣統二年二月初一日)。「追紀資政院審查預算案情形」北京 S11/1/16 (宣統二年二月十六日)。
- (107) 「專電」 S11/1/4 (宣統二年二月初四日)。
- (108) 「度部對於質問預算之聲辯」北京 S11/1/9 (宣統二年二月初九日)。
- (109) 「專電」 S11/1/13 (宣統二年二月十三日)。
- (110) 「專電」 S11/1/19 (宣統二年二月十九日)。
- (111) 「專電」 S11/1/21 (宣統二年二月二一日)。
- (112) 「粵督反對資政院核減預算」北京 S11/1/22 (宣統二年二月二二日)。「直督不認資政院裁減預算案」北京 S11/1/23 (宣統二年二月二三日)。「川鄂兩督亦不認預算案」北京 S11/1/25 (宣統二年二月二五日)。
- (113) 「預算有照議決案上奏之望」北京 S11/1/24日 (宣統二年二月二四日)。
- (114) 「上諭」 S11/2/2。
- (115) 「預算案之三大疑問」北京 S11/2/11。
- (116) 「豫算案變更之影響」北京 S11/2/15。
- (117) 「湘撫楊文鼎奏覆核宣統三年預算增減款項籌辦情形摺」 S11/2/13 (一月一五日)。「桂省預算不敷仍請由部酌劑」廣西 S11/2/18日 (一月二〇日)。「豫省又請追加預算出款」河南 S11/2/20日 (一月二二日)。「破壞預算案者紛紛而起」陝西 廣東 S11/2/27 (一月二九日)。
- (118) 「川諮議局議決之預算案危矣」四川 S11/2/3。「增撫對於預算案改訂之政見」浙江 S11/2/16。「諮議局預算案已矣」北京

SI1/2/19°

- (119) 「澤尚書経営宣統三年之財政」北京 SI1/2/13（一月一日）。
- (120) 「度支部酌擬試辦全国預算暫行章程」SI1/2/25・26・27・28（一月二七・二八・二九・三〇日）。
- (121) 「督撫反对預算案無効」SI1/5/2°。
- (122) 「蘇議局催請公布預算案」SI1/4/23（三月二五日）。
- (123) 「蘇議局之大紀念日」SI1/5/5（四月初七日）。
- (124) 「專電」SI1/5/7°。
- (125) 「蘇民組織預算維持会」SI1/5/8°。
- (126) 「電奏」SI1/5/4°。
- (127) 「留日江蘇同協会致諮議局函」（為日本借款事）SI1/5/10°。
- (128) 「專電」SI1/4/27（三月二九日）。
- (129) 「竟聽江蘇諮議局解散耶」SI1/5/13°。
- (130) 「電文」SI1/5/14°。
- (131) 「電文」SI1/5/13°。
- (132) 「江蘇預算維持会成立記」SI1/5/25°。
- (133) 「江蘇京官大会紀事」SI1/5/29°。
- (134) 「電 盛宣懷は自ら諮議局聯合会に赴き、江蘇諮議局を再開させる方法について協議した。また鉄道を商辦にするのは様々な都合があり、やむを得ず国有にしなければならぬ情勢であると説明した」SI1/6/8°。「電 摂政王は、某親貴が張謇と関係が深く、また実業の経験もあり実績もあげていることを理由に、一七日に召見すると定めた。あわせて江蘇諮議局議員辞職事件と寧属予算について詳しく事情を聞くことになった」SI1/6/12（五月一六日）。「電 載澤は江寧予算案の真相を調査し、摂政王に密陳した。論旨を奉じて、張謇召見後に対策を定めることとなった。聞くところによると、既に两江総督に打電し、議決案を認可して公布するように命令

したとのことである」SI1/6/13°。「電 張謇は載澤とともに召見にあり、江蘇諮議局議員の辞職の原因について詳細に説明した。摂政王は内閣に命じて两江総督に打電し、予算案を頒布・施行させ、公開した後に覆奏させるつもりとのことである」SI1/6/14°。

- (135) 「蘇諮議局転圜之希望」SI1/6/17°。
- (136) 同上。「資政院江蘇議員為諮議局議員辞職事呈資政院文」SI1/6/20°。
- (137) 「電文」SI1/6/21（五月二五日）。
- (138) 「電文」SI1/7/29（六月初四日）。
- (139) 「蘇諮議局之千鈞一髮」SI1/8/4日（閏六月初一〇日）。
- (140) 「專電」SI1/8/27（七月初四日）。「江督蘇撫節諮議局公布寧属預算文」SI1/8/30°。
- (141) 「寧・蘇議員復職之手続」SI1/8/29°。「江蘇議員復職之宣言」SI1/9/15°。
- (142) 「諮議局召集臨時会業已発表」杭州 SI1/3/10（二月初一〇日）。「專電」SI1/4/8（三月初一〇日）。
- (143) 「刪減預算歲出紀聞」浙江 SI1/4/24°。
- (144) 「會議庁審査預算案誌聞」杭州 SI1/4/29（四月一日）。
- (145) 「專電」SI1/4/29（四月一日）。
- (146) 「臨時会之新題目又出現矣」SI1/5/26°。
- (147) 「浙省定期公布半部預算案」SI1/5/28°。
- (148) 「浙預算案可望完全成立」杭州 SI1/6/21°。
- (149) 例えば、湖北省においても、督撫が頑強に予算案不承認を続けるなら、議員総辞職をもって対抗する方針が定められていた（鄂諮議局預算成立之歡忭」武昌 SI1/4/10°）。
- (150) 注119参照。